

「年収の壁・支援強化パッケージ」による被扶養者認定の取扱いについて

このたびは扶養確認調査にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和5年10月20日付で「年収の壁・支援強化パッケージ」による被扶養者認定の取扱いが厚生労働省より通知され、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動が生じた場合に、(被扶養者勤務先の)事業主証明により引き続き被扶養者となることを可能とする措置が示されました。

この措置の内容は、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により収入要件を超えている場合は扶養から削除しないことを認めるもので、具体的には下記のとおりとなっています。

あなたの被扶養者がこの措置の対象となる場合は引き続き扶養として認められる可能性があります。

つきましては、当該措置への該当の有無について審査をご希望される方は、通知書記載の提出期限までに、回答書ならびに必要な添付書類と一緒に③の書類も一緒に(株)オークスへご提出ください。

記

① **概要**

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動(※1)により年間収入が扶養限度額を超えた場合、(被扶養者の勤務先の)事業主がその旨を証明し提出いただくことで、連続2回まで(※2)収入要件(130万円未満・60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する方は180万円未満)を満たす取扱いが可能となります。

(※1) 一時的な収入増加とは、主に時間外勤務(残業)手当や臨時に支払われる繁忙手当等が想定されます。

(※2) 令和5年～6年の調査等において2回連続で本制度を利用している場合は、今年(令和7年)はご利用いただけません。

② **対象となる主な事例**

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加し残業が増えた。
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加し残業が増えた。
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加し残業が増えた。
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加し残業が増えた。

③ **この措置を受けるための提出書類(添付書類)**

- ・(被扶養者勤務先の)事業主証明…2ページ目の事業主証明フォームにより必ず原本をご提出ください。
- ・雇用契約書の写し…一時的な収入変動であるかを判断するために添付いただきます。

(雇用契約上の勤務体系で収入要件を超える場合は、この措置の対象にはなりません。)

- ・被保険者の令和6年収入の写し…令和6年の源泉徴収票、令和7年度(令和6年)収入[所得]証明書等。

(被保険者の令和6年収入を確認し、被扶養者収入が超えていないか確認するため。)

④ **この措置の対象外のケース**

- ・(残業や臨時的な手当を除く)基本給(固定給)や恒常的な手当が収入要件を超える場合。
- ・フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合。(ただし、別途勤務先からの給与収入があり、一時的な収入変動により認定基準を超えた場合は対象となりうるケースがあります。)

⑤ **その他**

- ・今回の措置に該当しない場合は従前の収入基準となります。
- ・収入要件以外の基準については従前どおりとなります。ただし、一時的な収入変動のため被扶養者収入が被保険者収入の2分の1を超えた場合でも、被保険者の収入未満であれば扶養を継続できます。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日 ^{※3}		令和 年 月 日
被保険者	(フリガナ) 氏 名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	(フリガナ) 氏 名	

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	(印)
電話番号	
(残業等の)労働時間延長の理由	
人手不足による(残業等の)労働時間延長が行われた期間	令和 6 年 1 月 から 令和 6 年 12 月 まで
上記期間における当事業所での残業等を含めた総収入額(実績額) ①	円
雇用契約等により本来想定された年間収入(交通費含む・残業等除く) ②	円
(残業等の)臨時的な収入増額 ①-②	円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の写しを添付してください。

【日産自動車健康保険組合提出用】